

巻法 1 第 3 7 号
平成 2 4 年 2 月 1 5 日

新潟県新潟市西蒲区五之上 2 1 7 5 番地
株式会社 赤塚ボーリング
代表取締役 赤塚ミイ子 殿

巻税務署長 山岸 紀文



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成 2 4 年 1 月 4 日付で申請のあった新潟市西蒲区石瀬字一本杉 3 2 5 0 番 1 及び
3 2 5 0 番 2 (別紙図面に記載の酒類販売場の位置) の酒類販売業免許については、
下記条件を付けて平成 2 4 年 2 月 1 5 日付で免許しましたから、酒税法第 2 1 条の
規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

酒類の販売方法は、通信販売を除く小売に限る。